

大学共同利用機関法人自然科学研究機構文書決裁規程

平成21年5月28日

自機規程第80号

(目的)

第1条 この規程は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構（以下「機構」という。）における文書の名義及び決裁について、大学共同利用機関法人自然科学研究機構法人文書管理規程（平成16年自機規程第50号）第20条第2項に基づき、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- 一 「決裁」とは、それぞれの文書について最終責任者の承認を得ることをいう。
- 二 「決裁者」とは、前号で承認を行う者をいう。
- 三 「専決者」とは、名義者の名による文書を専決する者をいう。

(文書の名義)

第3条 文書の発信名義者は、別表第1に掲げるとおりとする。

2 前項に掲げるもののほか、大学共同利用機関法人自然科学研究機構組織運営通則（平成16年通則第1号。以下「通則」という。）第2条第1項に規定する大学共同利用機関及び第50条第2号に規定する岡崎統合事務センター（以下「各機関」という。）において必要な発信名義者は、各機関の長（以下「各機関長」という。）が別に定めることができる。

3 第1項に掲げるもののほか、通則第2条の2第1項に規定する機構直轄の研究施設（以下「機構直轄研究施設」という。）において必要な発信名義者は、機構長が別に定めることができる。

(文書の決裁)

第4条 起案文書は、名義者の決裁を受けるものとする。

(専決)

第5条 前条の規定に関わらず、別表第2に掲げる事項の決裁については、同表の専決者欄に掲げる者が専決する。ただし、特別の事情がある場合には、この限りでない。

2 前項に掲げるもののほか、会計に関する業務その他各機関において必要な専決事項は、各機関長又は事務局長が別に定めることができる。

3 第1項に掲げるもののほか、機構直轄研究施設において必要な専決事項は、機構長が別に定めることができる。

(代理決裁)

第6条 決裁者が出張等で不在の場合は、特に重要なものを除き、直近下位にある者が代理決裁をすることができる。ただし、事後速やかに決裁者の承認を得なければならない。

(再度決裁を得ない決裁終了後の起案文書の修正の禁止)

第7条 起案文書の内容を決裁終了後に修正することは、修正を行うための起案文書を作成し、改めて順次承認を経て決裁を得ること（以下この条において「修正のための決裁」という。）をしなければ、これを行ってはならない。

- 2 修正のための決裁には、当初の起案文書からの修正の箇所及び内容並びに修正の理由を記した資料を添付しなければならない。
- 3 機構の意思決定の内容そのものが記載されている、直接的な決裁対象となる法人文書（以下この条において「決裁対象文書」という。）について修正を行った場合、その原本は、修正のための決裁により修正が行われた後の決裁対象文書とする。
- 4 修正のための決裁を行った場合、決裁対象文書の文書番号及び施行日は、修正のための決裁における文書番号及び施行日によることとする。ただし、修正のための決裁を行ったのが当初の決裁対象文書の施行日前である場合で、起案する課・係等が当初の決裁における文書番号及び施行日によることが適切であるとしたときは、この限りでない。
- 5 前項の規定にかかわらず、当初の起案文書の本体ではなく、当該決裁の説明を行うために添付した資料のみを修正した場合、施行が必要な文書については、当初の決裁における文書番号及び施行日により施行することとする。
- 6 修正の内容が、客観的に明白な計算違い、誤記、誤植又は脱字など軽微かつ明白な誤りに係るものである場合には、第1項の規定にかかわらず、当初の決裁の際に大学共同利用機関法人自然科学研究機構法人文書管理規程（平成16年自機規程第50号）第21条に基づき合議した者の承認を経ずに、最終決裁権者が決裁を行うことができる。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、文書の名義及び決裁に関し必要な事項は、機構長が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年5月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

事 項	発信名義者
1 法令等により機構長が行うべき事項に係る文書 2 官公庁に対する許認可の申請等に関する文書 3 法令等に基づく官公庁への協議，承認等の申請及び報告に関する文書 4 機構の諸規則等の制定及び改廃の決定に係る文書 5 機構の重要な儀式，会議及び行事に係る決定文書 6 中期計画等の法人の重要な方針決定に係る文書 7 人事，予算及び決算，財産管理に関する事項のうち，特に重要な事項に係る文書 8 重要な組織の設置及び改廃に係る決定文書 9 知的財産に関する事項で重要な事項に係る文書 10 機構長相当の職をあて名とする発信文書 11 機構長をあて名とする文書への返信文書 12 前各号に掲げるもののほか，機構長の名義を用いることが 適当と認められるもの	機 構 長
1 共済組合支部長として行うべき事項に係る文書 2 前号に掲げるもののほか，共済組合支部長の名義を用いる ことが適当と認められるもの	共 済 組 合 支 部 長
1 理事又は副機構長として所掌する業務に係る文書 2 理事又は副機構長相当の職をあて名とする発信文書 3 理事又は副機構長をあて名とする文書への返信文書 4 前号に掲げるもののほか，理事又は副機構長の名義を用い ることが適当と認められるもの	理 事 副 機 構 長
1 法令等により監事が行うべき事項に係る文書	監 事

<p>2 監事相当の職をあて名とする発信文書</p> <p>3 監事をあて名とする文書への返信文書</p> <p>4 前号に掲げるもののほか、監事の名義を用いることが適当と認められるもの</p>	
<p>1 外部からの通知類の各機関及び機構直轄研究施設への通知等の文書（重要なものを除く。）</p> <p>2 外部に対して発する文書（機構長名義を用いるものを除く。）</p> <p>3 機構長の行うべき行為、決定等の実施に伴う通知等の文書</p> <p>4 事務局長相当の職をあて名とする発信文書</p> <p>5 事務局長をあて名とする文書への返信文書</p> <p>6 前号に掲げるもののほか、事務局長の名義を用いることが適当と認められるもの</p>	事務局長
<p>1 事務局次長相当の職をあて名とする発信文書</p> <p>2 事務局次長をあて名とする文書への返信文書</p> <p>3 前号に掲げるもののほか、事務局次長の名義を用いることが適当であると認められるもの</p>	事務局次長
<p>1 会議の連絡等軽微な事項の通知、依頼等に係る文書</p> <p>2 課長又は室長相当の職をあて名とする発信文書</p> <p>3 課長又は室長をあて名とする文書への返信文書</p> <p>4 前号に掲げるもののほか、課長又は室長の名義を用いることが適当と認められるもの</p>	機構事務局 課長 室長
<p>1 法令等により各機関長として行うもの</p> <p>2 機構長への協議、申請並びに報告等に関する文書</p> <p>3 各機関の諸規則等の制定及び改廃の決定に係る文書</p> <p>4 各機関に属する特定契約職員及び短時間契約職員の人事に係る文書（懲戒に関するものを除く。）</p> <p>5 各機関長相当の職をあて名とする発信文書</p> <p>6 各機関長をあて名とする文書への返信文書</p> <p>7 前号に掲げるもののほか、各機関長の名義を用いることが適当と認められるもの</p>	各機関長
<p>1 法令等により機構直轄研究施設の長として行うもの</p> <p>2 機構長への協議、申請並びに報告等に関する文書</p> <p>3 機構直轄研究施設に属する特定契約職員及び短時間契約職</p>	機構直轄研究施設の長

員の人事に係る文書（懲戒に関するものを除く。） 4 機構直轄研究施設の長相当の職をあて名とする発信文書 5 機構直轄研究施設の長をあて名とする文書への返信文書 6 前号に掲げるもののほか，機構直轄研究施設の長の名義を用いることが適当と認められるもの	
---	--

別表第2（第5条関係）

事 項	名義者	専決者
事務局共通		
1 役員会で決定されたものの実施に関する文書（重要な事項に係るものを除く。）	機構長	事務局長
2 官公庁に対する許認可の申請等のうち，定型的又は軽易なもの	機構長	事務局長
3 法令等に基づく官公庁への協議，承認等の申請及び報告等に関する文書のうち，定型的又は軽易なもの	機構長	事務局長
4 各種証明書に関する文書のうち，定型的又は軽易なもの	機構長	担当課室長
5 機構長名で行う通知，依頼，照会，回答等のうち，定型的又は軽易なもの	機構長	事務局長
6 機構長名で行う通知，依頼，照会，回答等のうち，特に軽易なもの	機構長	担当課室長
7 理事又は副機構長名で行う通知，依頼，照会，回答等のうち，定型的又は軽易なもの	理事 副機構長	担当課室長
8 事務局長名で行う通知，依頼，照会，回答等のうち，定型的又は軽易なもの	事務局長	担当課室長
9 事務局次長名で行う通知，依頼，照会，回答等のうち，定型的又は軽易なもの	事務局次長	担当課室長
10 広報事業に係る後援名義の申請及び機関等への通知に関するもの	機構長	事務局長
総務課関係		
1 公印の作成及び改廃に関するもの（機構印及び機構長印を除く。）	機構長	事務局長
2 規程等の制定改廃のうち，軽易なもの	機構長	事務局長

3	規程集の編集及び発行に関するもの	機構長	事務局長
4	事務局次長，課長及び施設・資産マネジメント室長の出張の命令，報告に関するもの	機構長	事務局長
5	事務局長，事務局次長，課長及び施設・資産マネジメント室長以外の事務局職員の出張の命令，報告に関するもの	機構長	担当課室長
6	広報事業に係る講演等の依頼に関するもの	機構長	総務課長
7	広報資料の編集・発行に関するもののうち，特に軽易なもの	機構長	総務課長
人事労務課関係			
1	事務局次長，課長及び施設企画室長の勤務時間及び休暇等の承認に関するもの	機構長	事務局長
2	事務局長，事務局次長，課長及び施設企画室長以外の事務局職員の勤務時間及び休暇等の承認に関するもの	機構長	担当課室長
3	職員録の編集及び発行に関するもの	機構長	人事労務課長
4	職員（事務局長を除く。）の昇給・昇級等に関するもの	機構長	事務局長
5	職員（事務局長を除く。）の兼業又は兼職に関するもの	機構長	事務局長
6	事務局の特定契約職員，短時間契約職員（以下「契約職員等」という。）の採用・退職等，給与及び退職手当の決定並びに保険に関するもの	機構長	事務局長
7	職員の給与等の決定に関するもの	機構長	事務局長
8	事務局職員の災害補償（重大な災害を除く。）の認定に関するもの	機構長	事務局長
9	事務局職員の健康診断及びその事後措置に関するもの	機構長	人事労務課長
10	職員の財形貯蓄に関するもの	機構長	人事労務課長
11	長期・短期給付の請求等に関するもの	機構長	人事労務課長
財務課関係			

1	運営費交付金，施設費補助金の申請に関する定形的なもの	機構長	事務局長
2	収入金の収入金の請求書に関するもの (債務者に対して行う債務の履行請求に係るものを除く。)	機構長	財務課長
3	消費税等の申告及び証明に関するもの	機構長	事務局長
4	官公需及びグリーン調達に関するもの	機構長	事務局長
5	会計検査院に対する報告に関するもの うち，定例的又は軽易なもの	機構長	事務局長
研究協力課関係			
1	独立行政法人日本学術振興会等の実施する各種事業に係る機関等への照会及び申請結果の通知に関するもの	機構長	事務局長
2	承継決定後の知的財産権に関する発明者への通知に関するもの	機構長	事務局長
3	輸出許可証の機関等への使用許可に関するもの	機構長	事務局長
施設・資産マネジメント室関係			
1	防火管理者の選任に関するもの	機構長	事務局長
2	事務局防火，防災マニュアルに関するもの	事務局長	施設・資産マネジメント室長
監査室関係			
1	内部監査員の選任に関するもの	機構長	監査室長
共済組合関係			
1	組合員資格の得喪に関するもの	支部長	事務局長
2	被扶養者の認定又はその取消に関する こと及び国民年金第3号被保険者の届出に 関するもの	支部長	人事労務課長
3	貸付申込書の査定に関するもの	支部長	事務局長
4	業務経理，保健経理及び貸付経理による 物品等の購入に関するもの	支部長	人事労務課長
5	短期給付（保健給付，休業給付及び災害 給付）に係る査定に関するもの	支部長	人事労務課長

6	短期経理，業務経理，保健経理及び貸付経理の支払いの決定に関するもの	支部長	事務局長
7	共済積立貯金に関するもの	支部長	人事労務課長
8	団体積立終身保険に関するもの	支部長	人事労務課長
9	各種証明書の発行に関するもの	支部長	人事労務課長
10	内部監査に関するもの	支部長	事務局長
11	資金の回送及び請求に関するもの	支部長	人事労務課長
12	本部長等からの通知，照会等のうち定型的又は軽易なもの	支部長	人事労務課長
13	出納計算書及び事業報告書に関するもの	支部長	事務局長
14	決算精算表及び決算事業報告書に関するもの	支部長	事務局長
15	標準報酬等に関するもの	支部長	人事労務課長
16	共済年金に関するもの	支部長	人事労務課長
各機関関係（各機関に係るもの）			
1	官公庁等に対する許認可の申請等のうち，定型的又は軽易なもの	機構長	各機関長
2	機構長名で行う協議，申請，照会，回答，報告等のうち定型的又は軽易なもの	機構長	各機関長
3	機構長名で発行する証明書，請求書，契約書等のうち，定型的又は軽易なもの	機構長	各機関長
機構直轄研究施設関係（機構直轄研究施設に係るもの）			
1	官公庁等に対する許認可の申請等のうち，定型的又は軽易なもの	機構長	機構直轄研究施設の長
2	機構長名で行う協議，申請，照会，回答，報告等のうち，定型的又は軽易なもの	機構長	機構直轄研究施設の長
3	機構長名で発行する証明書，請求書，契約書等のうち，定型的又は軽易なもの	機構長	機構直轄研究施設の長